

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成25年2月8日

【四半期会計期間】 第35期第3四半期(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)

【会社名】 総合メディカル株式会社

【英訳名】 SOGO MEDICAL CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田代 五男

【本店の所在の場所】 福岡市中央区天神二丁目14番8号

【電話番号】 092(713)7611(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 橋本 浩一

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区天神二丁目14番8号

【電話番号】 092(713)7611(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役 橋本 浩一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第34期 第3四半期 連結累計期間	第35期 第3四半期 連結累計期間	第34期
会計期間		平成23年4月1日から 平成23年12月31日まで	平成24年4月1日から 平成24年12月31日まで	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
売上高	(百万円)	57,741	61,362	80,222
経常利益	(百万円)	3,182	2,672	4,881
四半期(当期)純利益	(百万円)	1,605	1,558	2,504
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	1,576	1,520	2,560
純資産額	(百万円)	18,528	20,515	19,511
総資産額	(百万円)	48,169	53,404	53,160
1株当たり四半期(当期) 純利益	(円)	222.43	215.89	346.93
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)			
自己資本比率	(%)	38.5	38.4	36.7

回次		第34期 第3四半期 連結会計期間	第35期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		平成23年10月1日から 平成23年12月31日まで	平成24年10月1日から 平成24年12月31日まで
1株当たり四半期純利益	(円)	64.02	84.98

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第34期第3四半期連結累計期間及び第34期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第35期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は次のとおりです。

「東日本」

平成24年12月3日に調剤薬局1店舗（埼玉県）を運営する有限会社すみれ堂薬局の全株式を取得し、連結子会社としております。

また、連結子会社であった株式会社新鷺沼薬局を平成24年10月1日付で当社に吸収合併したため、連結子会社に該当しなくなりました。

「西日本」

平成24年11月1日に調剤薬局8店舗（和歌山県7店、大阪府1店）を運営する株式会社ヤタヤ薬局の全株式を取得し、連結子会社としております。

「九州」

連結子会社であった有限会社ひばり薬局を平成24年10月1日付で当社に吸収合併したため、連結子会社に該当しなくなりました。

この結果、平成24年12月31日現在では、当社グループは、当社及び子会社14社により構成されることとなりました。

なお、第1四半期連結会計期間から、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）セグメント情報」の「2 報告セグメントの変更等に関する事項」をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災の復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつあるものの、欧州の債務問題や円高の長期化などにより、国内景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

医療界におきましては、平成24年4月に調剤報酬・介護報酬の同時改定と薬価改定（薬価ベースで平均6.0%の引下げ）が実施されました。今回の改定は、病院勤務医等の負担軽減、医療の機能分化と連携、在宅医療の充実、後発医薬品の使用促進などに重点が置かれたことが特徴となりました。

このような状況のもと、当社は「よい医療は、よい経営から」のコンセプトのもと、コンサルティングをベースにした医業経営のトータルサポートを行っております。D to D（医業継承・医療連携・医師転職支援システム）と価値ある薬局づくりを通して、よい医療を支え、よりよい社会づくりに貢献しております。

当社は、平成23年4月から3年間にわたる中期経営計画「D to Dと価値ある薬局で、魅力ある企業への成長をめざして」をスタートさせ、当期が2年目となります。中期経営計画の最終年度に「すべての領域でナンバーワン」に挑戦できる基盤の確立に向けて、人材育成やプロセス管理を重視するとともに、開業支援の強化、価値ある薬局の拡大、医療モールなどプロジェクト案件の推進に取り組んでおります。

開業支援の状況につきましては、当第3四半期連結累計期間に前年同期比61件増の161件の開業支援を行っており、リースなど複合取引も拡大しております。

調剤薬局の出店状況につきましては、中期経営計画で2014年3月末までに500店舗を目標にしており、当第3四半期連結累計期間に38店舗（東日本14店、西日本14店、九州10店）を出店した結果、当第3四半期連結会計期間末の店舗数は403店舗となりました。うち、16店舗が、医師の開業支援先への新規出店分であります。

また、プロジェクト案件を積極推進した結果、薬局や医療モール、施設賃貸などの案件数も前年同期と比べ増加しております。

当第3四半期連結累計期間の経営成績は、薬局部門における新規出店やM & Aによる増収効果で、売上高は前年同期比6.3%増の61,362百万円となりました。利益面では、レンタル部門において前年にあった地上デジタル放送移行に伴う特需の反動減（以下、地デジ特需の反動減という。）や、薬局部門における薬価基準改定の影響などで、営業利益は同16.5%減の2,629百万円、経常利益は同16.0%減の2,672百万円、四半期純利益は同2.9%減の1,558百万円となりました。

セグメントの業績の概要は以下のとおりであります。

なお、第1四半期連結会計期間から、地域別に戦略を立案し、迅速な意思決定のもとに事業活動を行うため、組織・管理体制を地域を軸にした体制に見直したことに伴い、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の「医薬支援」「薬局」「その他」から、「東日本」「西日本」「九州」に変更しております。

東日本

東日本におきましては、薬局部門における新規出店の増収効果や前期に株式取得した調剤薬局子会社からの売上寄与、リース・割賦部門の売上増で、地デジ特需の反動減を吸収し、売上高は前年同期比10.7%増の21,995百万円となりました。営業利益は、のれん償却など販管費の増加を吸収しきれず、同1.0%減の634百万円となりました。

西日本

西日本におきましては、薬局部門における新規出店の増収効果やリース・割賦部門の売上増で、地デジ特需の反動減を吸収し、売上高は前年同期比4.6%増の13,884百万円となりました。営業利益では、地デジ特需の反動減を吸収しきれず、人件費など販管費の増加もあり、同29.9%減の583百万円となりました。

九州

九州におきましては、リース・割賦部門の売上増、医療施設の設計・施工に関する売上増などで、売上高は前年同期比3.1%増の24,330百万円となりました。営業利益は、薬局部門における薬価基準改定の影響を新規出店の増収効果で吸収しきれず、同10.7%減の1,554百万円となりました。

その他

その他におきましては、売上高は前年同期比16.5%増の1,151百万円となりました。営業利益は、同16.0%減の206百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前期末比244百万円増加の53,404百万円となりました。流動資産は、前期末比1,376百万円減少の27,215百万円となりました。この主な要因は、現金及び預金が1,365百万円、たな卸資産が1,701百万円それぞれ増加しましたが、受取手形及び売掛金が3,758百万円減少したためであります。固定資産は、前期末比1,621百万円増加の26,189百万円となりました。この主な要因は、平成24年6月15日付で株式を取得した株式会社サンヴィラの介護付有料老人ホームの増加などにより建物及び構築物が1,151百万円増加したためであります。

負債は、前期末比759百万円減少の32,889百万円となりました。流動負債は、前期末比1,923百万円減少の19,785百万円となりました。この主な要因は、支払手形及び買掛金が413百万円、未払法人税等が983百万円それぞれ減少したためであります。固定負債は、前期末比1,163百万円増加の13,103百万円となりました。この主な要因は、長期借入金が610百万円増加したためであります。なお、有利子負債（リース債務、割賦未払金を含む）は、前期末比417百万円増加し14,996百万円となり、有利子負債から現金及び預金を差し引いた金額を自己資本で割ったネットD/Eレシオは前期末比0.07ポイント減の0.47倍となりました。

純資産は、前期末比1,003百万円増加の20,515百万円となりました。この主な要因は、四半期純利益の計上により1,558百万円増加し、配当金の支払いにより541百万円減少したためであります。なお、自己資本比率は前期末の36.7%から1.7ポイント増の38.4%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

A．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社であるため、当社の株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。したがって、当社は、当社の株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由なご意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的な大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められない等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益(併せて以下「株主共同の利益」といいます。)を著しく損なう買付行為もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、株主共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯にめざす者でなければならないと考えております。したがって、上記のような大規模な買付行為等の株主共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

B．基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、株主共同の利益を向上させるための取組みとして、下記aの中期経営計画による企業価値向上への取組み、及び下記bのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような株主共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記Aの当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下「基本方針」といいます。)に資するものであると考えております。

a 中期経営計画による企業価値向上への取組み

当社は、「よい医療を支え、よりよい社会づくりに貢献する」ことを理念として、病医院の経営コンサルティング、薬局、レンタル、リース・割賦等の事業を展開してまいりました。当社は、「よい医療は、よい経営から」とのコンセプトのもとで、医療機関のよきパートナーとしてよい医療の実現を支援しております。

当社は、行動規準である「わたしたちの誓い」と「社是・社訓」とを役員・社員一人ひとりが実践していくことで、よりよい社会づくりに貢献し、社会から評価され、尊敬される企業になることをめざしております。

以上のような経営の理念及び基本方針のもとで、当社は、2011年4月から3年間にわたる中期経営計画(「D to D」と「価値ある薬局」で、魅力ある企業への成長をめざして)を策定・実施しております。

中期経営計画の内容につきましては、以下のとおりであります。

基本方針

中期経営計画は、これからの日本の医療や介護のインフラづくりがどうあるべきか、地域医療のあり方を提言するものとします。これからの地域医療がどうあるべきかをテーマに、「D to D」と「価値ある薬局」を柱として、社員一人ひとりがこの3年間、地域医療のあるべき姿を考え、ヘルスケアネットワークづくりに取り組みます。

社員一人ひとりは、お客様第一主義のもと、「お役に立てたか」「喜んでいただけたか」「仲間は増えたか」をいつも問いかけながら、地域の医療はどうあるべきかを考えます。さらに、経営理念である「わたしたちの誓い」「社是・社訓」、具体的行動を定めた「行動規準」を再確認し、自らの役割を果たすことで、仕事を通して、社会とかわりながら、会社とともに成長します。

長期ビジョンの「日本型ヘルスケアビジネスの確立」に向かって、総合メディカルグループ全社員が誇りと高い使命感をもち、質の高い仕事に挑戦し、価値高い人生を送ります。そして、中期経営計画を成し遂げ、よりよい社会づくりに貢献します。

中期目標

2014年3月期 売上高1,000億円 経常利益60億円

重点施策と概要

ア 「D to D」と「価値ある薬局」で、地域ナンバーワンになります。

- ・「D to D」で医療モールや継承開業を支援し、開業支援でナンバーワンになります。
- ・「価値ある薬局」で店舗数ナンバーワンになります。

イ ヘルスケアネットワークのインフラを担う新たなビジネスに挑戦します。

- ・医療を経営面からサポートする運営受託を拡大します。
- ・新たに介護の事業にチャレンジします。

ウ 社員とともに成長し、自由闊達に意見が言える風通しのよい会社、地域社会から必要とされる会社になります。

- ・社員とともに成長できる会社になります。
- ・社員が自由闊達に意見を出す社風になります。
- ・個々の社員が能力をフルに発揮し、組織が機能する会社になります。
- ・責任と役割を果たす人財を育成します。

数値目標

- ・D to D開業支援件数 2014年3月までの3か年で750件
- ・薬局の店舗数 2014年3月期末 500店舗
- ・運営受託の件数 2014年3月期末 30件
- ・入社したい会社として地域トップテン

2013年3月期の方針と主な重点施策

中期経営計画最終年度に「すべての領域でナンバーワン」に挑戦できる基盤づくり

- ・開業支援を質量ともに強化
- ・価値ある薬局の拡大（出店拡大、D to Dを通じて処方箋獲得、質の向上）
- ・支社機能の強化（意思決定のスピード化、連携強化）
- ・医療モール、運営受託、施設賃貸等プロジェクト案件の推進
- ・医療と連携したサービス付き高齢者向け住宅等の立ち上げ
- ・新人事制度の運用定着に向けての取り組み、人財育成
- ・PDCAの継続と仕組みの進化

b コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業統治の体制

当社は、法令遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する企業環境に対応した迅速な経営意思決定と、経営の健全性向上を図ることによって企業価値を継続して高めていくことを経営上の最重要課題のひとつとして位置づけております。その実現のために、株主の皆様をはじめ、お客様、取引先、地域社会、従業員等の各利害関係者との良好な関係を築くとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等、法律上の機能制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンスを充実させていきたいと考えており、以下のような体制としております。

当社の取締役会は、当社の規模等に鑑み機動性も重視して、13名で構成されており、うち1名が社外取締役であります。

当社は、監査役会を設置し、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。監査役会は、常勤監査役2名、非常勤監査役2名の計4名で構成されており、うち3名を社外監査役とし、公正性、透明性を確保しております。

取締役会は、原則として毎月1回開催し、会社の重要事項について意思決定を行っております。

常勤取締役で構成される常務会は、原則として毎月2回開催し、取締役会へ付議すべき事項、取締役会の決定事項以外の重要事項を決定しております。常勤取締役（ただし、相談役、副会長は除く。）で構成される経営会議及び個別案件会議は、原則としてそれぞれ毎月1回開催し、常務会に付議される事項についての審議、経営に関する諸問題の討議や情報交換等を行っております。

監査役会の構成員である各監査役は、取締役会へ出席し、さらに常勤監査役については、常務会、経営会議、個別案件会議にも出席して意見を述べています。

当社は執行役員制度を導入し、取締役会が選任した執行役員が担当業務の執行責任を負い、取締役会がこれを監督しております。

また、当社は、定期・通期採用の社員研修、階層別研修及びコンプライアンス推進責任者のもとでの職場内研修において「企業倫理とコンプライアンス経営」を教育し、コンプライアンスの向上に努めています。

C. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成20年5月28日開催の当社取締役会において、当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「原対応方針」といいます。）の導入を決定して同日付で公表し、当社定款第18条の定めに基づき、同平成20年6月18日開催の当社第30期定時株主総会において、原対応方針の導入に関する議案につき、承認可決されました。そして、当社は、原対応方針の有効期間の満了に伴い、平成23年5月26日開催の当社取締役会において、原対応方針を継続し、当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を継続して導入することを決定し、本対応方針は、当社定款第18条の定めに基づき、同平成23年6月17日開催の当社第33期定時株主総会において承認可決されました。

（本対応方針の概要）

本対応方針においては、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、もしくは公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を日本語で記載した「大規模買付意向表明書」を提出していただきます。

上記大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、当社代表取締役に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

当社は、大規模買付情報の提供が完了した後、当社取締役会から独立した財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の外部の専門家等(以下「外部専門家等」といいます。)の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、最長60日間または最長90日間の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時かつ適切に株主の皆様を開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を株主共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。

またこれに対して、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。ただし、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、株主共同の利益を著しく損なうものであると明白に認められる場合には、当社取締役会は、株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当な対抗措置を発動することがあります。

なお、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとします。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて原則として当社の費用負担により外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

また、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会が当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認株主総会」といいます。)を招集することを勧告した場合、または、当該大規模買付行為が株主共同の利益を著しく損なうおそれがある場合等、法令及び当社取締役の善管注意義務等に照らして株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合には、(上記の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて)株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会が開催された場合には、対抗措置の発動について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを行います。当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、当社取締役会が別途定める一定の割当期日における最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。これにより、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

本対応方針の有効期間は、平成26年6月に開催予定の当社第36期定時株主総会の終結時までといたします。なお、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。なお、本

対応方針の継続については、当社取締役会において定期的に審議するものとします。

D．上記Bの取組みについての当社取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、株主共同の利益を向上させるための取組みとして、上記Bの取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、株主共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような株主共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記Aの基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記Bの取組みは、上記Aの基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

E．上記Cの取組みについての当社取締役会の判断

上記Cの取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記Aの基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記Cの取組みは、株主共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。さらに、上記Cの取組みにおいては、株主意思の重視、合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記Cの取組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記Cの取組みは、上記Aの基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間の研究開発活動については該当事項はありません。なお、日常業務の延長として、新事業企画・開発の担当部署が中心となり、医療機関のニーズに対応した新規事業、新商品の開発に取り組んでおります。

(5) 従業員数

当第3四半期連結累計期間において、連結会社または提出会社の従業員数に著しい増減はありません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績に著しい増減はありません。

(7) 主要な設備

当第3四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び主要な設備の前連結会計年度末における計画に著しい変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年2月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	7,670,078	7,670,078	東京証券取引所 市場第一部	(注)
計	7,670,078	7,670,078		

(注) 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日		7,670,078		3,513		3,654

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式			
議決権制限株式（自己株式等）			
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 450,800		「1（1）発行済株式」の「内容」欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 7,203,600	72,036	同上
単元未満株式	普通株式 15,678		1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	7,670,078		
総株主の議決権		72,036	

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 （株）	他人名義 所有株式数 （株）	所有株式数 の合計 （株）	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合（％）
（自己保有株式） 総合メディカル株式会社	福岡市中央区天神二丁目 14番8号	450,800		450,800	5.87
計		450,800		450,800	5.87

2 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間において役員の様動はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,004	5,369
受取手形及び売掛金	14,823	11,065
割賦債権	1,404	1,387
リース債権及びリース投資資産	2,175	2,122
たな卸資産	3,928	5,629
その他	2,278	1,660
貸倒引当金	23	19
流動資産合計	28,592	27,215
固定資産		
有形固定資産		
賃貸資産	8,723	8,263
建物及び構築物(純額)	4,398	5,550
その他(純額)	4,194	4,440
有形固定資産合計	17,315	18,254
無形固定資産		
のれん	2,736	3,266
その他	812	727
無形固定資産合計	3,548	3,994
投資その他の資産	1 3,703	1 3,940
固定資産合計	24,568	26,189
資産合計	53,160	53,404
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,414	13,000
短期借入金	260	310
1年内返済予定の長期借入金	1,297	1,289
リース債務	547	531
未払法人税等	1,156	173
その他	5,033	4,481
流動負債合計	21,709	19,785
固定負債		
長期借入金	3,747	4,358
リース債務	912	812
長期割賦未払金	6,240	5,920
その他	1,038	2,011
固定負債合計	11,939	13,103
負債合計	33,648	32,889

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,513	3,513
資本剰余金	4,136	4,136
利益剰余金	12,788	13,805
自己株式	1,043	1,043
株主資本合計	19,395	20,412
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	116	76
その他の包括利益累計額合計	116	76
新株予約権	-	1
少数株主持分	-	24
純資産合計	19,511	20,515
負債純資産合計	53,160	53,404

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
 【四半期連結損益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (平成23年4月1日から 平成23年12月31日まで)	当第3四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年12月31日まで)
売上高	57,741	61,362
売上原価	48,551	52,080
売上総利益	9,190	9,281
販売費及び一般管理費	6,041	6,651
営業利益	3,148	2,629
営業外収益		
受取配当金	20	15
受取賃貸料	22	20
その他	59	92
営業外収益合計	101	129
営業外費用		
支払利息	38	50
その他	29	36
営業外費用合計	67	86
経常利益	3,182	2,672
特別利益		
投資有価証券売却益	-	148
特別利益合計	-	148
特別損失		
減損損失	9	4
投資有価証券評価損	63	12
特別損失合計	72	17
税金等調整前四半期純利益	3,110	2,803
法人税、住民税及び事業税	938	799
法人税等調整額	565	442
法人税等合計	1,504	1,242
少数株主損益調整前四半期純利益	1,605	1,560
少数株主利益	-	2
四半期純利益	1,605	1,558

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (平成23年4月1日から 平成23年12月31日まで)	当第3四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年12月31日まで)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,605	1,560
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	29	39
その他の包括利益合計	29	39
四半期包括利益	1,576	1,520
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,576	1,518
少数株主に係る四半期包括利益	-	2

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)
(連結の範囲の重要な変更) 当第3四半期連結会計期間から、株式会社ヤタヤ薬局(平成24年11月1日に全株式を取得)及び有限会社すみれ堂薬局(平成24年12月3日に全株式を取得)を連結の範囲に含めております。 また、当第3四半期連結会計期間から、連結子会社であった株式会社新鵜沼薬局及び有限会社ひばり薬局(両社を平成24年10月1日付で当社に吸収合併)を連結の範囲から除外しております。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社グループの薬局店舗に係る有形固定資産の減価償却方法については、従来、定率法を採用していましたが、第1四半期連結会計期間から、新規に出店した店舗に係る有形固定資産の減価償却方法を、定額法へ変更しております。この変更は、最近の薬局店舗の出店方針の変更を契機に、今後の薬局店舗の稼働状況を再検討した結果、より適切な費用配分を行うため、定額法が合理的であると判断したことによるものであります。

これが当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

当社グループは、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間から、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産(賃貸資産、借手のリース資産、新規に出店した薬局店舗に係る有形固定資産を除く。)については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これが当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
投資その他の資産	0百万円	1百万円

2 偶発債務

金融機関からの借入に対する保証債務

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)		当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)	
医療法人風のすずらん会他	9名	2,289百万円	医療法人風のすずらん会他	9名 2,275百万円
当社従業員	8名	9百万円	当社従業員	8名 8百万円
計		2,298百万円	計	2,284百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (平成23年4月1日から 平成23年12月31日まで)	当第3四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年12月31日まで)
減価償却費	2,074百万円	2,408百万円
のれんの償却額	162百万円	286百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)

1 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の 原資
平成23年4月20日 取締役会	普通株式	216	30	平成23年3月31日	平成23年6月20日	利益剰余金
平成23年10月18日 取締役会	普通株式	252	35	平成23年9月30日	平成23年11月25日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

2 株主資本の金額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動がありません。

当第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)

1 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の 原資
平成24年4月18日 取締役会	普通株式	252	35	平成24年3月31日	平成24年6月21日	利益剰余金
平成24年10月17日 取締役会	普通株式	288	40	平成24年9月30日	平成24年11月22日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
 該当事項はありません。

2 株主資本の金額は、前連結会計年度末と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年12月31日まで)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント				その他 (百万円) (注1)	合計 (百万円)	調整額 (百万円) (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円) (注3)
	東日本 (百万円)	西日本 (百万円)	九州 (百万円)	計 (百万円)				
売上高								
外部顧客への売上高	19,863	13,279	23,610	56,752	988	57,741		57,741
セグメント間の内部 売上高又は振替高	35	12	6	54	350	404	404	
計	19,898	13,292	23,616	56,807	1,338	58,145	404	57,741
セグメント利益	640	832	1,740	3,214	245	3,459	310	3,148

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ホテル向けテレビのレンタル事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額 310百万円には、セグメント間取引消去7百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 318百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない全社的一般経費であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

「東日本」セグメントにおいて、平成23年10月31日に前田産業株式会社の全株式を取得しました。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第3四半期連結累計期間においては、1,645百万円であります。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント				その他 (百万円) (注1)	合計 (百万円)	調整額 (百万円) (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円) (注3)
	東日本 (百万円)	西日本 (百万円)	九州 (百万円)	計 (百万円)				
売上高								
外部顧客への売上高	21,995	13,884	24,330	60,210	1,151	61,362		61,362
セグメント間の内部 売上高又は振替高	19	9	2	31	591	623	623	
計	22,014	13,894	24,333	60,242	1,742	61,985	623	61,362
セグメント利益	634	583	1,554	2,772	206	2,978	348	2,629

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ホテル向けテレビのレンタル事業等を含んでおります。
- 2 セグメント利益の調整額 348百万円には、セグメント間取引消去4百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 353百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない全社的一般経費であります。
- 3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントの変更等に関する事項

(1) 第1四半期連結会計期間から、地域別に戦略を立案し、迅速な意思決定のもとに事業活動を行うため、組織・管理体制を地域を軸にした体制に見直したことに伴い、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来の「医業支援」「薬局」「その他」から、「東日本」「西日本」「九州」に変更しております。

なお、前第3四半期連結累計期間のセグメント情報については変更後の区分方法により作成しており、前第3四半期連結累計期間の「1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に記載しております。

(2) 「会計方針の変更等」に記載のとおり、当社グループの薬局店舗に係る有形固定資産の減価償却方法については、従来、定率法を採用しておりましたが、第1四半期連結会計期間から、新規に出店した店舗に係る有形固定資産の減価償却方法を、定額法へ変更しております。この変更は、最近の薬局店舗の出店方針の変更を契機に、今後の薬局店舗の稼働状況を再検討した結果、より適切な費用配分を行うため、定額法が合理的であると判断したことによるものであります。

これが当第3四半期連結累計期間の各セグメントの損益に与える影響は軽微であります。

(3) 「会計方針の変更等」に記載のとおり、当社グループは、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間から、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産(賃貸資産、借手のリース資産、新規に出店した薬局店舗に係る有形固定資産を除く。)については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これが当第3四半期連結累計期間の各セグメントの損益に与える影響は軽微であります。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (平成23年4月1日から 平成23年12月31日まで)	当第3四半期連結累計期間 (平成24年4月1日から 平成24年12月31日まで)
1株当たり四半期純利益(円)	222.43	215.89
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	1,605	1,558
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	1,605	1,558
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,219	7,219
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		平成24年4月18日取締役会決議による新株予約権(新株予約権の数13,500個)

(注) 1 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成24年10月17日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (1) 中間配当による配当金の総額.....288百万円
- (2) 1株当たりの金額.....40円
- (3) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成24年11月22日

(注) 平成24年9月30日現在の株主名簿に記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月7日

総合メディカル株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 本野正紀 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 室井秀夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている総合メディカル株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、総合メディカル株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。